

告示

埼玉県告示第千百一十一号

次の雨水流抑制施設は、埼玉県雨水流抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めためたので、告示する。

令和六年十月四日

埼玉県知事 大野 元裕

一 許可番号

第二〇二二―三八―〇号

二 雨水流抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県東松山市大字石橋字庚塚千六百七十五番地外三十筆

三 雨水流抑制施設の容量

容量 千二百十二・八二八立方メートル

浸透効果量 〇・〇〇二一〇・〇〇七四立方メートル毎秒